



イ) 可燃性大型ごみ

※可燃性大型ごみとは、剪定枝や竹、篠竹をいいます。

※持ち込みには 10 kgあたり 350 円の処理手数料がかかります。

<持ち込む際の枝木などの形状>

- 木や木材は直径が 20 cm以内ものは長さを 2m 以内にする。
- 竹や篠竹は枝葉を取り払い、長さを 2m 以内にして竹と枝葉を別々に束ねる。束ねた際の長径は 30 cm以内としてください。
- 竹や篠竹で長さが 50 cm以内のものは束ねたり枝葉を取り払う必要はありません。

※長さが 2mを超える枝木や木材、竹や篠竹は酒々井リサイクル文化センターで処分できないため、2m 以内に切断して持ち込んでください。

※長さが 50 cm以上 2m 以内の竹や篠竹の枝葉は必ず取り払ってください。

※長さが 50 cm以上 2m 以内の竹と竹の枝葉は別々に束ねて持ち込んでください。束ねた際の長径は 30 cm以内としてください。

※幹の直径が 20 cmを超えるものは、長さを 20 cm~30 cm程度の輪切りにするか、薪状に切断してから持ち込んでください。

※小枝（幹の直径が 1 cm程度で長さ 20 cm程度のもの）は「通常可燃ごみ」として持ち込むことができます。

